

市民局 4月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年4月28日	令和3年5月11日	<p>大阪市（大阪市の機関及び職員を含む。以下同じ。）が管理している行政文書のうち、大阪市が実施する法律相談（弁護士のうち、大阪市の職員でないものが法律相談に対応するものに限る。以下同じ。）における、特定の相談者（一人若しくは複数人。以下同じ。）に係る相談の有無、相談日、相談内容又は弁護士による回答内容について、大阪市が、2010年4月1日から2020年3月31までの間（以下「被照会期間」という。）に警察庁、都道府県警察、検察庁（最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁をいう。）又はその機関若しくは職員から、刑事訴訟法197条2項に基づいて受けた照会（捜査関係事項照会書によるものを含む。）以下「本件照会」という。）について、以下の事項が分かるものすべて（複数の行政文書を照会することによって分かる場合には、当該複数の行政文書すべて）。</p> <p>ア 本件照会の件数（被照会期間の全体又は一定期間ごと）。</p> <p>イ 本件照会のうち、照会事項に、法律相談の相談内容が含まれる件数（被照会期間の全体又は一定期間ごと）。</p> <p>ウ 本件照会のうち、照会事項に、弁護士による回答内容が含まれる件数（被照会期間の全体又は一定期間ごと）。</p> <p>エ 上記ア・イ・ウそれぞれのうち、本件照会に対して、大阪市が回答（回答をしない旨の回答を除く。以下同じ。）を行った（上記ア・イ・ウそれぞれの）件数。</p> <p>オ 上記エのうち、回答前に、回答の可否について、相談者の意思確認を行った件数。</p> <p>カ 上記エのうち、回答前に、回答の可否について、法律相談に対応した弁護士の意思確認を行った件数。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度担当

様式1

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年4月28日	令和3年5月12日	3. 今回のコロナ禍対策のオンライン授業に関して、大阪市消費者センター消費生活相談員労働組合から大阪市の同組合の交渉窓口の部署に寄せられた激励、要望、意見、抗議（メール、FAX、電話等） 11) 大阪市消費者センター消費生	不存在	号	市民局	総務担当